東成瀬村企業版ふるさと納税マッチング支援業務

企画提案募集要領

令和６年５月

東成瀬村 企画課

**「東成瀬村企業版ふるさと納税マッチング支援業務」企画提案募集要領**

本募集要領は、東成瀬村(以下「本村」という。)が実施する「東成瀬村企業版ふるさと納税マッチング支援業務」(以下「本業務」という。)に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者(以下「受託者」という。)に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

**１．本業務の目的**

「東成瀬村まち・ひと・しごと創生推進計画」を推進するため、地方創生応援税制（企

業版ふるさと納税）を活用した寄附獲得に繋げる。

**２．業務概要**

(1)業務名

東成瀬村企業版ふるさと納税マッチング支援業務

(2)内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

(3)履行期間

契約日から令和７年３月３１日（月）まで

(4)委託契約金額の上限額

本業務を通じて行われた寄附金額の10％以内（消費税等別）とする（成果報酬型）。

見積書等には受託料率を示すこと。

なお、「企画提案仕様書」の「３．業務内容(1)」に記載の企業へのプロモーション

経費等、企業への働きかけに係る費用は、委託契約金額に含まれるものとする。

**３．参加資格**

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

(1)租税公課の滞納がないこと。

(2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

(3)会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続きの開始の申立て中、又は更生手続き中でないこと。

(4)民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申立て中、又は再生手続き中でないこと。

(5)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77 号）第２条第２

号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

(6)個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用、管理する体制が整っていること。

**４．提案手続**

|  |  |
| --- | --- |
| 内 容 | 日 程 |
| (1)募集要領等の公表※村ホームページ(HP)上 | 令和6年５月13日（月） |
| (2)質問の受付 | 令和6年５月20日（月）正午 |
| (3)参加申込書の提出期限 | 令和6年５月27日（月）午後５時 |
| (4)企画提案書の提出期限 | 令和6年６月３日（月）午後５時 |
| (5)ヒアリング審査及び契約相手候補の決定 | 令和6年６月上旬（予定） |
| (6)結果通知 | 令和6年６月中旬（予定） |

(1)提案募集の期間

■期 間 令和6年５月13日（月）から令和6年６月３日（月）午後５時まで

※ただし、(3)参加申込書の提出期限に留意すること。

(2)質問の受付

本企画提案募集では、説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書の内容について不

明な点が生じた場合は、次のとおり対応する 。

■期 限 令和6年５月20日（月）正午まで

■方 法 質問書【様式１】によりＦＡＸ又は電子メールで受け付ける。

■連絡先 FAX：（0182）47-3260

E-mail：kikaku-h@vill.higashinaruse.akita.jp

■回 答 回答については、随時、本村ホームページ上に公開する。

(3)参加申込書の提出

■期 限 令和6年５月27日（月）午後５時 **必着**（持参又は郵送）

■提出物

（ア）参加申込書【様式２】

（イ）参加申込者の概要がわかる資料（パンフレット可）

■部 数 各１部

■提出先 〒019-0801

秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

　　　　　　東成瀬村 企画課 あて

＜参加申込書提出に係る留意点＞

・参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式３】を提出すること。

なお、提案を辞退した場合において、本村に係る他案件での入札には一切影響はない。

・１事業者当たり、提案は１件とする。

(4)企画提案書の提出

■期 限 令和6年６月３日（月）午後５時　**必着**（持参又は郵送）

■提出物

（ア）企画提案書【様式４】

（イ）事業者の概要【様式５】

（ウ）執行体制図（任意様式）

（エ）業務実施方針（任意様式、４ページ以内）

・業務内容に関する提案内容

（オ）見積書（任意様式）

・内訳書を添付すること。

（カ）応募資格に係る申立書【様式６】

（キ）定款

（ク）財務状況のわかる直近の書類

（ケ）租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（写し可。租税公課

の納税証明書等）

（コ）その他、提案企画の説明に必要な資料

■企画提案書の形式企画提案書の形式

（ア）用紙サイズはＡ４判とする。

（イ）提出部数は、７部とする。

■提出先 前述参加申込書提出先と同じ。

■その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

(5)ヒアリング審査及び契約候補者の決定

提出された書類について、企画提案選考委員会においてヒアリング審査・評点を行い、総

得点により、契約候補者を選定する。

契約候補者は、総得点数が一定得点以上の企業上位３者程度とする。

また、同じ点数の企画提案が複数あった場合は見積金額（受託料率）の低い者を選定する。

＜審査基準＞

（ア）提案内容

・寄附候補企業に対する働きかけ方法は効果的かつ実現性のあるものとなっているか。

・提案内容の業務実施頻度・時期等は妥当で、適切な業務遂行を想定したものとなって

いるか。

（イ）業務実施方針

・制度及び業務の目的を理解し、村の方針に沿った提案がされているか。

（ウ）業務実施体制

・提案者のノウハウやネットワークを生かし、業務を適正かつ確実に実施する体制が

整っているか。

なお、企画提案は、本村がこれまでに実施した下記の取組等を踏まえた上で、原則として、令和６年度以降の取組を提案すること。

＜東成瀬村の企業版ふるさと納税ＰＲに係る取組＞

（ア）東成瀬村ホームページを活用した企業への寄附の呼びかけ

（イ）ポータルサイトを活用した企業への寄附の呼びかけ

（ウ）村外に本社がある村内支店等への訪問による企業版ふるさと納税の紹介

（エ）東成瀬村企業版ふるさと納税寄附募集事業紹介パンフレットの作成

(6)結果通知結果通知

■日程 令和6年６月中旬（予定）

■方法 電子メール又はＦＡＸにて通知する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

**５．契約**

(1)契約手続

①本村は、企画提案委員会が選定した契約候補者を随意契約の相手方として、業務委託契約締結に向けた調整を行い、調整がついた場合には契約を締結するものとする。

②本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本村と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2)契約変更

他の業務との調整等に伴い、業務内容及び委託契約金額を変更する場合がある。

(3)委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本村予算の範囲内の額とする。なお、想定以上の寄附が見込まれる場合は、その時点で協議の上決定するものとする。

(4)業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本村の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(5)個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、東成瀬村個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

**６．その他**

(1)以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

・提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

・資格要件を満たさない者又は契約候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合

・提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合

・民法（明治29 年法律第89 号）第90 条（公序良俗違反）、第93 条（心裡留保）、第94 条（虚偽表示）又は第95 条（錯誤）に該当する提案の場合

・本募集要領に違反すると認められる場合

・その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2)企画提案書提出後、関連する事項について、本村職員が聞き取りを行う場合がある。

(3)提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。

(4)企画提案書等の作成に要する経費については、参加者の負担とする。

(5)提出された企画提案書等については、返却しない。

**７．問い合わせ先**

〒019-0801　秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1

東成瀬村 企画課

ＴＥＬ：0182-47-3402

ＦＡＸ：0182-47-3260

Ｅ-mail：kikaku-h@vill.higashinaruse.akita.jp